

(大臣用)

26.1.1.6 (木) 参・外交防衛委 小西 洋之 (民)

問2 閣議決定の審査に使用した資料は、7月1日の閣議決定の最終案文しかないということによいか。また、閣議決定に至る全過程を含めて法制局審査のために作成した資料如何。閣議決定の最終案文以外に存在するのか。
(同旨 内閣法制局長官)

(ポイント)

○ 内閣法制局に意見を求めた際の資料は、閣議決定文書の案を除き、存在しない。

1 閣議決定文書の案を除き、存在しない

○ 内閣法制局に意見を求めた際の資料は、閣議決定文書の案を除き、存在しません。

なお、与党協議会に提出した資料については、内閣法制局とも共有しています。

主管：内閣官房国家安全保障局

合議：防衛政策局防衛政策課

(参考)

○民主党安全保障総合調査会・憲法調査会合同総会(平成26年7月10日)(抜粋)
(国家安全保障局 武藤審議官から口頭で説明)

【小西洋之議員からの質問】

○ 閣議決定文書の策定過程における内閣法制局審査に係る全資料(長官あるいは部長審査レベルの資料)及び内閣法制局設置法に基づく内閣法制局の法令意見業務に係る全資料を提出されたい。

(回答)

○ お尋ねのような資料は、与党協議会に提出したものや閣議決定文書の案を除き、存在しない。